

令和6年度

栃木市健全化判断  
比率等審査意見書

栃木市監査委員

このページは白紙です

栃市監第31号

令和7年8月21日

栃木市長 大川 秀子 様

栃木市監査委員 福地 武司

栃木市監査委員 浅野 貴之

令和6年度栃木市健全化判断比率等審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、栃木市監査基準に準拠して審査しましたので、その結果について、意見書を提出いたします。

## 目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の対象	1
第4	審査の着眼点	1
第5	審査の方法	1
第6	審査の結果	1
第7	健全化判断比率及び資金不足比率の状況	1
1	総合意見	1
2	個別意見	4
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	8
(4)	将来負担比率	10
(5)	地方公営企業法適用企業に係る資金不足比率	12
(6)	地方公営企業法非適用企業に係る資金不足比率	14
3	是正改善を要する事項	16
4	むすび	16

# 令和6年度 栃木市健全化判断比率等審査意見

## 第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づく審査

## 第2 審査の期間

令和7年6月27日から令和7年8月20日まで

## 第3 審査の対象

- (1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。
- (2) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第4 審査の着眼点

- (1) 法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算出要素が財政指標の計算に用いられているか。
- (3) 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

## 第5 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合を行うとともに、関係部課等の職員に質問をし、説明を求めなどの方法により審査を実施した。

## 第6 審査の結果

第1から第5に記載したとおり審査を実施した限りにおいて、健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、健全化判断比率及び資金不足比率は誤りのないものと認められる。

## 第7 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

### 1 総合意見

地方公共団体は、以下の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上

である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）、財政健全化計画を定めなければならない。

本市における令和6年度の健全化判断比率は、表1のとおりである。前年度と比較して実質公債費比率は0.2ポイント上昇、将来負担比率は10.0ポイント上昇となり、全ての比率において早期健全化基準未満であった。

また、地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

本市における令和6年度の資金不足比率は、表2のとおりである。水道事業会計、下水道事業会計、栃木インター西産業団地特別会計及び平川産業団地特別会計は、資金不足が発生しなかったため資金不足比率は算出されなかった。

（表1）健全化判断比率の状況

（単位：％）

区分	6年度	5年度	早期健全化基準		財政再生基準
			6年度	5年度	
実質赤字比率	—	—	11.51	11.53	20.0
連結実質赤字比率	—	—	16.51	16.53	30.0
実質公債費比率	8.8	8.6	25.0		35.0
将来負担比率	23.2	13.2	350.0		

- （注）1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていない場合、「—」と記載  
 2 早期健全化基準とは、地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準

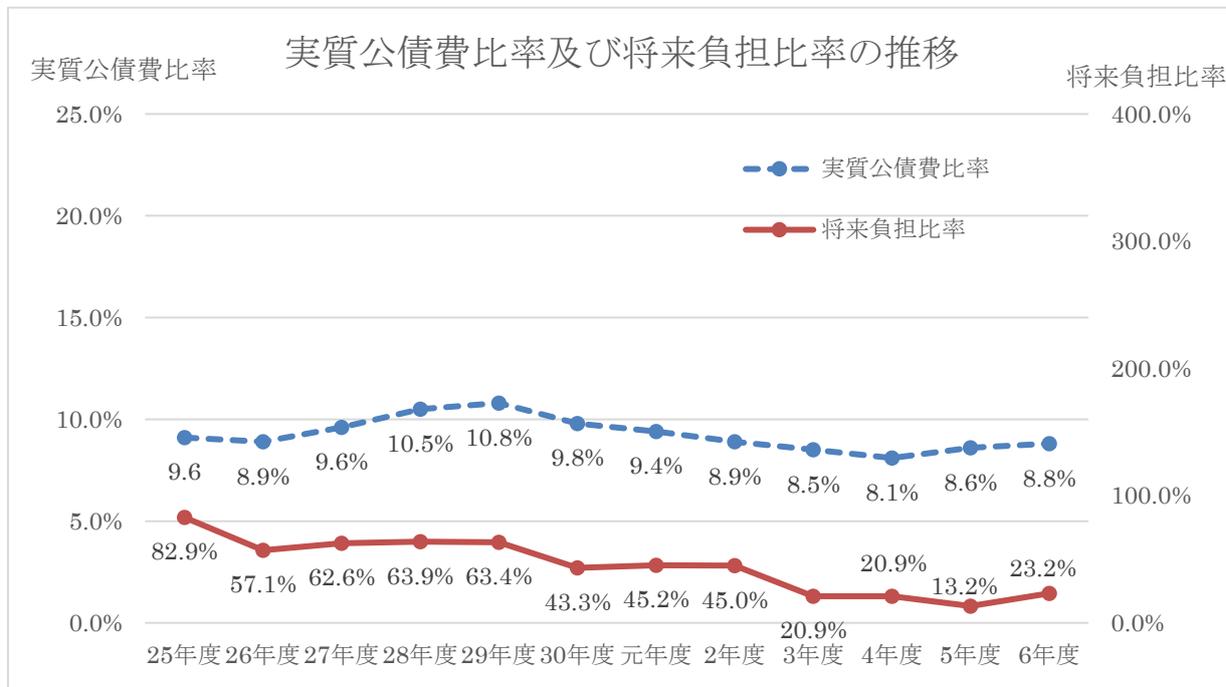
（表2）資金不足比率の状況

（単位：％）

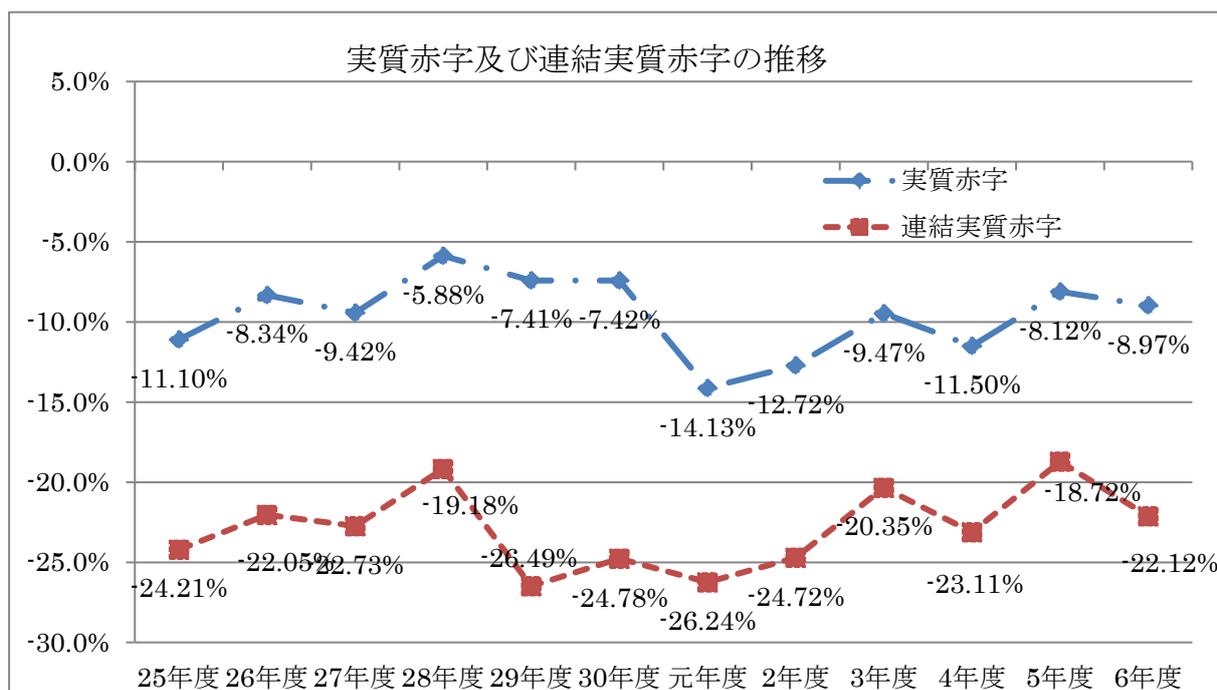
会計名	6年度	5年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	
栃木インター西産業団地特別会計	—	—	
平川産業団地特別会計	—	—	

- （注）1 資金不足が生じていない場合「—」と記載  
 2 経営健全化基準とは、地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準

健全化判断比率の実質公債費比率及び将来負担比率の推移を見ると、実質公債費比率については、平成30年度以降は低下に転じていたが、令和5年度を境に上昇に転じている。将来負担比率については、平成30年度から令和4年度まで、40%台、20%台で推移し、令和5年度には13.2%台まで低下したが、令和6年度には再び20%台に上昇した。



実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されないが、参考として実質赤字額及び連結実質赤字額を標準財政規模で除した数値を百分率として推移をみると、次のとおりである。



## 2 個別意見

### (1) 実質赤字比率

当該地方公共団体のいわゆる普通会計に相当する一般会計及び特別会計（以下、「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

令和6年度の実質赤字比率は、実質赤字額(A)がマイナス34億1,035万1千円となっており、前年度に引き続き実質黒字となったため算出されなかった。

標準財政規模(B)は379億9,655万3千円となっており、前年度に比べ5億6,538万1千円増加している。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	6年度	5年度	比較増減	
実質赤字額(A)	△3,410,351	△3,042,391	367,960	—
標準財政規模(B)	37,996,553	37,431,172	565,381	101.5
(A/B×100)	△8.97	△8.12		
実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	11.51	11.53		
財政再生基準	20.00			

(注) 実質黒字である場合、実質赤字額は負の値で表示される。この場合実質赤字比率は算出されない。

<算定式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質赤字額} = \text{歳入総額} - \text{歳出総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}$$

\*標準財政規模

標準的な一般財源の規模を示すもの。ただし、臨時財政対策債発行可能額を含む。

\*翌年度に繰り越すべき財源

繰越事業等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したもの。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、当該地方公共団体の普通会計に相当する会計だけでなく、公営企業や国民健康保険事業などの公営事業に係る特別会計も含め、当該団体のすべての会計を対象とした実質赤字額（法適用企業については、資金不足額）の標準財政規模に対する比率である。

令和6年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額(A)がマイナス84億648万4千円となっており、前年度に引き続き実質黒字となったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	6年度	5年度	比較増減	
連結実質赤字額(A)	△8,406,484	△7,008,607	△1,397,877	—
実質赤字合計額	—	—	—	—
資金不足額合計額	—	—	—	—
実質黒字合計額	4,196,567	3,959,856	236,711	106.0
資金剰余額合計額	4,209,917	3,048,751	1,161,166	138.1
標準財政規模(B)	37,996,553	37,431,172	565,381	101.5
(A/B×100)	△22.12	△18.72		
連結実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	16.51	16.53		
財政再生基準	30.00			

(注) 連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は負の値で表示される。この場合連結実質赤字比率は算出されない。

<算定式>

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ \text{連結実質赤字額} &= (\text{実質赤字合計額} + \text{資金不足額合計額}) \\ &\quad - (\text{実質黒字合計額} + \text{資金剰余額合計額}) \end{aligned}$$

\*実質赤字（黒字）合計額

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字（黒字）を生じた会計の実質赤字（黒字）の合計額。

\*資金不足額（剰余額）合計額

公営企業会計のうち、資金の不足額（剰余額）を生じた会計の資金の不足額（剰余額）の合計額

一般会計等の会計別実質収支額をみると、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計において、実質収支額に黒字が生じている。

（一般会計等）

（単位：千円）

会計名	歳入額	歳出額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
一般会計	81,714,809	78,167,917	136,541	3,410,351
小計				3,410,351

（一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計）

（単位：千円）

会計名	歳入額	歳出額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
国民健康保険特別会計	15,992,360	15,804,174	—	188,186
後期高齢者医療特別会計	2,526,622	2,481,161	—	45,461
介護保険特別会計	16,098,484	15,545,915	—	552,569
小計				786,216
合計				4,196,567

公営企業会計の会計別資金剰余額をみると、水道事業会計、下水道事業会計及び栃木インター西産業団地特別会計において、資金剰余額が発生している。

(地方公営企業法適用企業)

(単位：千円)

会計名	流動資産等	算入地方債	流動負債等	資金剰余額
水道事業会計	2,742,366	—	194,683	2,547,683
下水道事業会計	1,332,979	—	318,596	1,014,383
合計				3,562,066

(地方公営企業法非適用企業)

(単位：千円)

会計名	歳入額	算入 地方債	歳出額	土地収入 見込額	資金 剰余額
栃木インター西産業団地特別会計	3,254,834	—	3,237,141	630,158	647,851
平川産業団地特別会計	791,552	—	787,971	—	—
合計					647,851

※ 資金剰余額の算出方法は、P12（法適用）P14（法非適用）を参照。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

過去3年間の単年度の実質公債費比率を平均して算出した令和6年度の実質公債費比率は8.8%となり、これは早期健全化基準である25.0%を16.2ポイント下回っているが、前年度に比べ0.2ポイント上昇している。

(単位：千円、%)

項目	6年度	5年度	4年度	3年度
地方債の元利償還金(A)	6,327,648	6,702,524	6,857,509	6,378,788
地方債の準元利償還金(B)	1,693,377	2,072,305	1,491,006	1,508,481
地方債償還に充当される特定財源(C)	740,125	697,701	696,198	665,492
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	4,659,890	4,763,402	4,917,827	4,848,025
標準財政規模(E)	37,996,553	37,431,172	36,709,668	37,642,120
(F) = (A + B) - (C + D)	2,621,010	3,313,726	2,734,490	2,373,752
(G) = (E - D)	33,336,663	32,667,770	31,791,841	32,794,095
実質公債費比率(単年度) (F / G × 100)	7.86224	10.14372	8.60123	7.23835
6年度実質公債費比率(3カ年平均値)	8.8			
5年度実質公債費比率(3カ年平均値)		8.6		
早期健全化基準	25.0			
財政再生基準	35.0			

(注) 実質公債費比率(単年度)は小数第6位を四捨五入している。

6年度実質公債費比率及び年度実質公債費比率は小数第2位を切り捨てている。

#### \* 特定財源

用途が特定されている財源。実質公債費比率算定に当たっては地方債償還に充当することをあらかじめ想定されていたものを指す。

#### \* 基準財政需要額

普通交付税の算定の基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準により行政サービスを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額。

地方債の元利償還金(A)は63億2,764万8千円となっており、前年度に比べ3億7,487万6千円減少している。

(単位：千円)

項目	6年度	5年度	4年度	3年度
一般会計等に係る公債費(a)	6,327,648	6,708,439	6,910,703	6,394,788
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額(b)	—	5,915	53,194	16,000
満期一括償還地方債の元金に係る分(c)	—	—	—	—
利子支払金のうち減債基金の運用利子を財源とするもの(d)	—	—	—	—
地方債の元利償還金 (A = a - b - c - d)	6,327,648	6,702,524	6,857,509	6,378,788

地方債の準元利償還金(B)は16億9,337万7千円となっており、前年度に比べ3億7,892万8千円減少している。

(単位：千円)

項目	6年度	5年度	4年度	3年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	—	—	—	—
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,648,068	1,720,909	1,471,831	1,489,714
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	—	—	18,934	18,526
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	45,309	351,369	144	175
一時借入金の利子	—	27	97	66
地方債の準元利償還金(B)	1,693,377	2,072,305	1,491,006	1,508,481

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

令和6年度の将来負担比率は23.2%となっており、前年度に比べ10.0ポイント上昇している。これは、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	6年度	5年度	比較増減	
将来負担額(A)	84,933,929	82,746,670	2,187,259	102.6
地方債現在高	60,109,575	57,950,921	2,158,654	103.7
債務負担行為に基づく支出 予定額	627,726	573,072	54,654	109.5
一般会計等以外の特別会計 に係る地方債償還に充てる ための一般会計等からの繰 入見込額	14,914,323	14,770,099	144,224	101.0
組合等が起こした地方債の 償還に係る負担等見込額	—	—	—	—
退職手当支給予定額に係る 一般会計等負担見込額	8,897,978	8,965,371	△67,393	99.2
設立法人の負債の額等に係 る一般会計等負担見込額	384,327	487,207	△102,880	78.9
連結実質赤字額	—	—	—	—
組合等連結実質赤字額相当 額のうち一般会計等負担見 込額	—	—	—	—
充当可能財源等(B)	77,171,697	78,432,394	△1,260,697	98.4
充当可能基金額	19,810,721	19,820,513	△9,792	100.0
特定歳入見込額	5,284,472	5,436,355	△151,883	97.2
地方債現在高等に係る基準財 政需要額算入見込額	52,076,504	53,175,526	△1,099,022	97.9
標準財政規模(C)	37,996,553	37,431,172	565,381	101.5
元利償還金・準元利償還金に係 る基準財政需要額算入額(D)	4,659,890	4,763,402	△103,512	97.8
(A-B)	7,762,232	4,314,276	3,447,956	179.9
(C-D)	33,336,663	32,667,770	668,893	102.0
$((A-B)/(C-D) \times 100)$	23.2	13.2		
早期健全化基準	350.0			

<算定式>

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\begin{aligned} \text{充当可能財源等} = & \text{充当可能基金額} + \text{特定歳入見込額} \\ & + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{aligned}$$

\* 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為として予算に計上している支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額で、地方債をその財源とすることができる経費（地方財政法第5条各号の経費等）に係るもの。その支出額が算定時点において確定しているもののみを算定する。

\* 組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

当該団体が加入する地方公共団体の組合等が起こした地方債の元金償還に充てるため、当該団体の一般会計等において負担又は補助が必要と認められる額。

\* 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額。

\* 充当可能基金額

本市が設置する基金のうち、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源とすることができる基金の額。

\* 特定歳入見込額

将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることができる歳入の見込額。

(5) 地方公営企業法適用企業に係る資金不足比率

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{事業規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

① 水道事業会計

令和6年度の資金不足比率は、資金不足額が発生しなかったため、算出されなかった。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	6年度	5年度	比較増減	
資金不足額(A)	—	—	—	—
流動負債等(a)	194,683	177,363	17,320	109.8
算入地方債現在高(b)	—	—	—	—
流動資産等(c)	2,742,366	2,238,950	503,416	122.5
事業規模(B)	2,345,518	2,160,375	185,143	108.6
(A/B×100)	—	—		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			
(参考) (a)+(b)-(c)	△2,547,683	△2,061,587	△486,096	123.6

(以下、下水道事業会計について同じ。)

資本不足額については、(a)+(b)-(c)で算出した値が正の値であった場合の、当該数値を資金不足額とする。

(a)+(b)-(c)で算出した値が負の値であった場合には、資金剰余額が発生しているものとして、資金不足額発生なしとして扱う。

\* 流動負債等

流動負債の額から控除すべき企業債等を控除した額。

\* 算入地方債現在高

建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高。

\* 流動資産等

流動資産の額から控除すべき財源等を控除した額。

② 下水道事業会計

令和6年度の資金不足比率は、資金不足額が発生しなかったため、算出されなかった。

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	6 年度	5 年度	比較増減	
資金不足額(A)	—	—	—	—
流動負債等(a)	318,596	336,412	△17,816	94.7
算入地方債現在高(b)	—	—	—	—
流動資産等(c)	1,332,979	1,323,576	9,403	100.7
事業規模(B)	1,490,176	1,319,717	170,459	112.9
(A/B×100)	—	—		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			
(参考) (a)+(b)-(c)	△1,014,383	△987,164	△27,219	102.8

(6) 地方公営企業法非適用企業に係る資金不足比率

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{事業規模} = \text{資本} + \text{負債}$$

(宅地造成事業の場合)

① 栃木インター西産業団地特別会計

令和6年度の資金不足比率は、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	6年度	5年度	比較増減	
資金不足額(A)※	—	—	—	—
歳出額(a)	3,237,141	891,773	2,345,368	363.0
算入地方債現在高(b)	—	—	—	—
歳入額等(c)	3,254,834	893,727	2,361,107	364.2
土地収入見込額(c)	630,158	—	—	皆増
地方債残高(d)	—	2,664,600	△2,664,600	皆減
事業規模(B)	647,851	2,664,600	△2,016,749	24.3
(A/B×100)	—	—		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			
(参考) (a)+(b)-(c)	△647,851	△1,954	△645,897	33,155.1
(参考) (a)+(b)-(c)+(d)	△647,851	2,662,646	△2,014,795	△24.3

(以下、平川産業団地特別会計について同じ。)

資金不足額については、(a)+(b)-(c)で算出した値が正の値であった場合の、当該数値を資金不足額とする。

上記以外の場合には、(a)+(b)-(c)+(d)を算出し、当該数値と0の小さい方を資金不足額として扱う(0の場合には、すなわち資金不足額発生なしとして扱う。0より小さい場合には、資金不足ではなく逆に資金剰余額が発生しているものとして、同じく資金不足額発生なしとして扱う。)

② 平川産業団地特別会計

令和6年度の資金不足比率は、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	6年度	5年度	比較増減	
資金不足額(A)	—	—	—	—
歳出額(a)	787,971	624,294	163,677	126.2
算入地方債現在高(b)	—	—	—	—
歳入額等(c)	791,552	626,323	165,229	126.4
土地収入見込額(c)	—	—	—	—
地方債残高(d)	1,739,000	1,161,500	577,500	149.7
事業規模(B)	1,739,000	1,161,500	577,500	149.7
(A/B×100)	—	—		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			
(参考) (a)+(b)-(c)	△3,581	△2,029	△1,552	176.4
(参考) (a)+(b)-(c)+(d)	1,735,419	1,159,471	575,948	149.7

### 3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

### 4 むすび

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っていた。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため、各比率は算出されていない。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率を示す実質公債費比率は、令和6年度における地方債の元利償還金及び準元利償還金が減少し、単年度の実質公債費比率は減少したが、3カ年平均値においては、算出対象年度の数値の異同のため、前年度より上昇している。

一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率は、将来負担額として計上されている地方債現在高が前年度に比べ約22億円増加した一方で、その当該地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が約11億円減少したことにより、前年度より10.0%上昇している。

一方、当年度は、全ての会計において資金不足が発生していないため、資金不足比率は算出されていない。

実質公債費比率及び将来負担比率の推移について見ると、各比率は早期健全化基準を継続して下回っている。

もっとも、将来負担比率については、もう少し精緻な分析が必要である。上記のとおり地方債残高に係る数値が特異な動きを示していることから、ここで言及しておく。

将来負担額のうち最も大きなウェイトを占めるのが、地方債現在高と、一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額（以下これらを包含して「地方債現在高等」という。）であり、全体に占める割合は88.3%に上る。また、将来負担額に対する充当可能財源等のうち、最も大きなウェイトを占めるのが、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額であり、その合計値に占める割合は67.5%である。

そうすると、栃木市における「将来負担比率」とは、すなわち地方債現在高等に係る将来負担をストック的に示した指標と捉えて概ね差し支えない。

そして、かかるストックからは、各年度の元金償還というかたちで、必ずフローが発生する。ここで注目したいのが、地方債現在高等が前年度に比べ約22億円増加した一方で、当該地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が約11億円減少したという点である。このことは、令和6年度におい

て、交付税措置率の高い地方債等を、それに見合う交付税額を財源として償還した一方で、それを大幅に上回る規模で、交付税措置率の低い地方債等を借り入れ、それがストックとして積み上がっていることを示す。

そうすると、当該交付税措置率の低い地方債等を含むストックからは、令和7年度以降に元金償還に係る支出側のキャッシュフローが生ずる一方で、各償還年度に基準財政需要額に算入される額は、当然令和6年度の程度にならない、つまり交付税という収入側のキャッシュフローは令和6年度の程度にはないこととなる。その結果として、令和7年度以降各年度における当該元金償還に係る収入・支出のキャッシュフローは、令和6年度と比較して赤字側に振れることは確実である。

これが、当該「将来負担比率」というストック指標から読み取れる、令和7年度以降におけるフロー面の影響である。なお、地方債現在高等の規模が前年度そのままの一方で基準財政需要額算入見込額だけが減少するのと異なり、実際には、上記のとおり地方債現在高自体の規模が増加していることから、ストックの増分は、地方債現在高等の増額及び基準財政需要額算入見込額の減額の、それぞれの絶対値の合計値でとらえることができる。

本件将来負担比率の数値についてのストック指標としての印象からは、ひとまず危機的な状況ではない、とも思える。しかし、その算出内容に照らせば、実際には、当該ストックから生じる元金償還に係るキャッシュフローにおいて、相当程度鮮明に、資金不足の影響が出るものと見るのが相当である。そこで、当該資金不足の生ずる期間や規模について、正確に把握し、財政運営に活用されたい。

ところで、一般会計における決算審査のむすびとして、令和7年度以降における一般財源不足額の推計を行っている（「令和6年度 栃木市一般会計及び特別会計並びに基金運用状況審査意見書」参照。）。上記資金不足に関して、こちらも参照されたい。

《参考資料》

それぞれの比率の対象となる会計等は、次のとおりである。

一般会計等	一般会計		※ 1	連 結 実 質 赤 字 比 率	※ 2	準 元 利 償 還 金 の 対 象 会 計	將 来 負 担 比 率						
	一般会計等に属する特別会計												
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	資 金 不 足 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	※ 2	準 元 利 償 還 金 の 対 象 会 計	將 来 負 担 比 率						
		後期高齢者医療特別会計											
		介護保険特別会計											
	公営企業会計	地方公営企業法適用企業						水道事業会計	資 金 不 足 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	※ 2	準 元 利 償 還 金 の 対 象 会 計	將 来 負 担 比 率
								下水道事業会計					
		地方公営企業法非適用企業						栃木インター西産業団地特別会計					
								平川産業団地特別会計					
損失補償団体													

※1 実質赤字比率

※2 実質公債費比率

このページは空白です